

平成22年度  
健全化判断比率および資金不足比率 分析

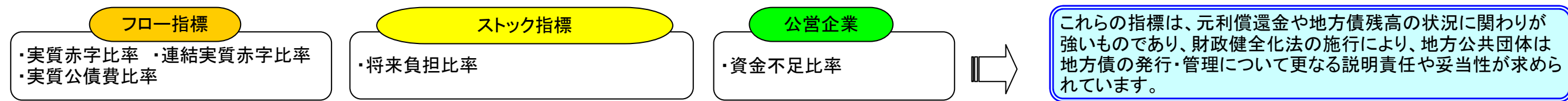
滋賀県近江八幡市

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の背景について

これまでの地方公共団体の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法および地方公営企業法）では、次のような課題がありました。

- 課題
- ① 分かりやすい財政情報の開示が不十分な点
  - ② 再建団体の基準がなく早期是正機能がない点
  - ③ 普通会計を中心にした収支の指標のみであり、公営企業会計の収支とも連結した指標がないことに加えて、ストック（負債）に課題があっても対象とならない点
  - ④ 公営企業にも早期是正機能がない点

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という）では、平成20年度（平成19年度決算分）において、各地方公共団体における健全化判断比率等の公表が行なわれた上で、平成21年度（平成20年度決算分）から財政健全化計画の策定の義務付け等が全面的に施行されました。地方公共団体の財政状況を、健全段階、財政の早期健全化、財政再生の3段階に分けて、それぞれの段階における対処について定めることにより財政の健全性を確保することとしたものです。



### 健全化判断比率について

(単位：%)

	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準	概 要 説 明
実 質 赤 字 比 率	-	-	12.63/12.67	20.0	本年度の健全化判断比率は、左記の算定値となりました。全ての算定値において早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画を策定する必要はありません。（※一つでも超えると計画を策定する必要があります。） 健全化判断比率は4比率から構成されており、実質赤字比率は一般会計等の財政状況を示し、連結実質赤字比率は市全体の財政状況を示し、実質公債費比率は単年度の公債費負担状況を示し、将来負担比率は後年度の公債費等負担状況を示します。 例えば収支調整を図るため基金を取り崩すと実質赤字比率は良化しますが、将来負担比率は悪化します。このように1つの比率を下げようとすれば他の比率に影響を及ぼすことから、小手先の財政運営ではなく市全体の現状と将来を見据えた上で財政運営を行わなければ、指標の悪化を招きかねません。また、指標が問題ないから、直ちに、財政状況に問題ないということではなく、今後の財政運営において基金に過度に依存しない体質、地方債の発行・管理における財政規律を維持し、将来世代も含めた納税者にとって納得の得られる財政の健全性を実現していくことが必要です。
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	17.63/17.67	35.0/40.0	
実 質 公 債 費 比 率	10.7	11.9	25.0	35.0	
将 来 負 担 比 率	3.1	28.5	350.0		

### 標準財政規模について

(単位：千円)

	平成22年度(A)	平成21年度(B)	平成20年度	差引(A)-(B)	概 要 説 明
標 準 税 収 入 額	10,999,693	11,775,344	12,148,163	△ 775,651	平成20年度下半期以降続く景気の後退により減少を続けています。
普 通 交 付 税 額	4,581,230	3,779,482	3,820,165	801,748	普通交付税額は基準財政収入額（標準的に収入が見込まれる額）と基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準で行政サービスを行なう額）の差額により交付されるもので、平成22年度は税収の減少と合併算定替えが重なり増加しています。普通交付税の振替措置である臨時財政対策債は交付税の原資である国税の財源不足や国の地方財政対策により大幅な増加を続けています。
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	1,726,144	1,081,606	696,894	644,538	
計	17,307,067	16,636,432	16,665,222	670,635	

#### ◎ 標準財政規模とは

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模のことです。法定普通税（超過税率相当分を除く）、地方譲与税、県税交付金、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などから構成され、各指標算定の分母となります。

実質赤字比率について		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
一般会計等歳入総額 (a)		30,142,392	28,543,726	1,598,666	歳入歳出とも前年比で増加しました。臨時財政対策債の発行増加、また金田小学校など教育施設整備による投資的経費の増加やその財源となる市債発行の増加が要因のひとつです。
一般会計等歳出総額 (b)		28,436,632	27,118,059	1,318,573	
形式収支額 (a)-(b) (c)		1,705,760	1,425,667	280,093	歳入総額から歳出総額を単純差し引きした額です。
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)		248,640	245,055	3,585	当該年度から翌年度に繰り越した事業に伴う財源です。
実質収支額 (c)-(d)		1,457,120	1,180,612	276,508	形式収支が増加したことにより実質収支額は増加しました。
実質収支比率 %		8.41	7.09	1.32	早期健全化基準は12.63%となっていますが、平成22年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、14億5,712万円の黒字となるため、実質赤字比率は『-』と表示されます。地方公共団体では資金ショートが発生しないことが最重要ですが、その対応として基金を取り崩して不足を補うことが通例です。基金を取り崩すと、将来負担額から控除できる基金が減り、その分将来負担額が増大します。平成22年度の取崩し基金は464万1千円とほとんど崩していません。
実質赤字比率 (赤字の場合のみ) %		-	-	-	

## ◎ 実質赤字比率とは

実質赤字比率は、一般会計等の純不足（赤字）の程度を標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。実質収支比率は、一般会計等の実質収支の程度を標準財政規模に対する比率で、実質赤字比率と逆の意味を示します。

連結実質赤字比率について		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
一般会計等歳入総額 ①		30,142,392	28,543,726	1,598,666	平成22年度は、すべての会計の収支を足し合わせた結果歳入総額が歳出総額を上回っており、黒字となっています。
一般会計等以外の特別会計歳入総額 ②		11,958,667	11,815,961	142,706	
公営企業特別会計（法適用）流動資産総額 ③		4,527,413	3,947,068	580,345	なお、病院事業会計においては、平成20年度に資金不足額が発生していましたが、平成21年度以降は収支改善により発生していません。
公営企業特別会計（法非適用）歳入総額 ④		2,859,061	3,729,692	△ 870,631	
解消可能資金不足額 ⑤		0	0	0	地方公共団体の財政状況は、一会計で見るのではなく、連結決算ベースで市全体の財政状況を見るのが主流となっています。
歳入総額計 (①+②+③+④+⑤) (a)		49,487,533	48,036,447	1,451,086	
一般会計等歳出総額 ⑤		28,436,632	27,118,059	1,318,573	例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている公営企業に赤字が発生した場合、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、全体の財政にも大きな影響を与えかねないため、市全体の財政運営を把握することが重要です。
一般会計等以外の特別会計歳出総額 ⑥		11,931,057	11,777,585	153,472	
公営企業特別会計（法適用）流動負債総額 ⑦		1,811,272	1,907,745	△ 96,473	早期健全化基準は17.63%となっていますが、平成22年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、42億4,291万1千円の黒字となるため、連結実質赤字比率は『-』と表示されます。
公営企業特別会計（法非適用）歳出総額 ⑧		2,763,885	3,676,490	△ 912,605	
歳出総額計 (⑤+⑥+⑦+⑧) (b)		44,942,846	44,479,879	462,967	
形式収支額 (a)-(b) (c)		4,544,687	3,556,568	988,119	
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)		301,776	260,875	40,901	
連結実質収支額 (c)-(d)		4,242,911	3,295,693	947,218	
連結実質収支比率 %		24.51	19.81	4.70	
連結実質赤字比率 (赤字の場合のみ) %		-	-	-	

## ◎ 連結実質赤字比率とは

全ての会計の赤字や黒字を合計し、公営企業会計も含めた近江八幡市全体の純不足（赤字）の額が、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、市全体の財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。

(単位:千円)

## 実質公債費比率について

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	概 要 説 明
公債費充当一般財源 (a)	2,169,585	2,291,013	2,328,432	これまでより市債(借金)の借入をできるだけ抑制してきたことや補償金免除繰上償還による低利へ借換の効果から、公債費(借金の返済額)は平成16年度をピークに年々減少傾向にあります。
準元利償還金 (b)	1,530,772	1,541,308	2,112,910	準元利償還金は主に公営企業会計への繰出金(一般会計から公営企業会計への補助)に占める公債費の割合により算定されます。病院会計自体の公債費は、前年度に比べて増加していますが、病院収支改善により一般会計等の負担額は減少しています。公共下水道会計は現在建設事業に係る借入を抑制していますが、過去の建設事業に係る元金償還や近年資本費平準化債を発行しているため、公債費は増加し、一般会計等の負担額も増加しています。
公債費負担額 (a)+(b) (c)	3,700,357	3,832,321	4,441,342	
(a)のうち交付税により措置される額 (d)	1,547,464	1,546,896	1,541,508	これまでより市債を新規発行する(新たな借金)にあたっては、後年度の返済額に交付税措置のある市債の発行に努めてきましたことにより、平成22年度の公債費に対する交付税措置額は公債費の65%程度措置されています。(平成21年度60%程度)
(b)のうち交付税により措置される額 (e)	877,153	735,202	1,089,376	
交付税により措置される額 (d)+(e) (f)	2,424,617	2,282,098	2,630,884	
標準財政規模 (g)	17,307,067	16,636,432	16,665,222	公債費負担額が前年度から約1億3,200万円減少し、交付税により措置額は約1億4,200万円増加しましたので、指標の算定となる分子が減少し、分母となる標準財政規模が増加していますので、実質公債費比率は良化しています。
分子となるもの (c)-(f) (h)	1,275,740	1,550,223	1,810,458	
分母となるもの (g)-(f) (i)	14,882,450	14,354,334	14,034,338	
実質公債費比率(単年度) (h)÷(i) %	8.57211	10.79969	12.90020	平成22年度の単年度では、3ヵ年の中ではもっとも良い比率となりました。今後、ごみ処理施設やJR安土駅、篠原駅の整備等の大型事業が控えているため、借入額が増加する見込ですが、近年の低金利の状況と過去に高い金利で借り入れた返済状況を考慮すると、極端に増加することは見込まれない状況です。また、公共下水道会計の公債費が増加していますが、料金改定などの収支改善に取り組み、一般会計等の負担を減らす計画をしています。 公債費や公債費に準ずる経費は、先送りができないものであり、また一度この経費が増大すると数年間に渡って同程度の額を支払っていくことになり、短期間で削減することは困難となるものです。よって、一般会計等だけでなく、市全体で公債費の管理に努めます。
実質公債費比率(3ヶ年平均) %	10.7			

## ◎ 実質公債費比率とは

標準財政規模のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(地方交付税に措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の直近3年間の平均値のことです。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示します。財政健全化判断比率による早期健全化基準の前に、18%以上の団体は公債費負担適正化計画を策定し地方債の発行に際し許可が必要となり、早期健全化基準25%以上の団体は地方債の発行について制限されることとなります。

将来負担比率について	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	差 引 (C) : (A) - (B)	概 要 説 明
地 方 債 現 在 高 ①	21,028,559	20,067,373	961,186	平成22年度の新規借入額が金田小学校の整備による借入や交付税の振替措置である臨時財政対策債の大幅増により、返済額を上回ったことから、残高が増加しました。臨時財政対策債は基準財政需要額算入見込額において全額算入されています。
債 務 負 担 行 為 支 出 予 定 額 ②	2,878	5,633	△ 2,755	国営日野川土地改良事業の事業縮小に伴い負担すべき債務も縮小されたため減少しました。
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ③	26,768,265	28,649,845	△ 1,881,580	公営企業会計の中で企業債残高が多くあるのは、公共下水道事業特別会計（平成22年度末約251億円）と病院事業会計（平成22年度末約144億円）で、将来負担額に大きく影響しています。両会計とも前年度に比べ残高が減少しましたし、病院事業会計については収支改善により一般会計等の公債費負担割合が減少しました。
組 合 等 負 担 等 見 込 額 ④	778,208	881,337	△ 103,129	市が加入している一部事務組合は7組合ありますが、負担額が発生するのは東近江行政事務組合、中部清掃組合の公債費だけとなり、その残高も年々減少しています。
退 職 手 当 負 担 見 込 額 ⑤	5,342,444	5,387,067	△ 44,623	一般会計等に属する全職員が平成22年度末時点で退職した場合の負担額です。ここ数年の退職者一部不補充の実施により職員数が減少しており、負担見込額も減少しています。
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額 ⑥	517,328	809,621	△ 292,293	土地開発公社や債務保証を設定している第3セクターの債務についての負担額が算入されます。土地開発公社の短期借入金の減少により債務残高が減少しましたので、負債額等負担見込額が増加しました。
将来負担額 ①+②+③+④+⑤+⑥ (a)	54,437,682	55,800,876	△ 1,363,194	
充 当 可 能 基 金 ⑦	9,767,786	8,516,658	1,251,128	基金（貯金）については、今後の大型事業に備えて財政調整基金や減債基金に積立しましたので、充当可能基金は大きく増加しました。
充 当 可 能 特 定 歳 入 ⑧	9,129,077	8,613,993	515,084	充当可能特定歳入は、多くが都市計画税となっています。都市計画事業にかかる市債（借金）の残高に都市計画税が充当されています。
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ⑨	35,067,177	34,569,472	497,705	以前より市債の発行に際しては交付税措置のある市債を優先してきたことにより、平成22年度末における今後の交付税措置額は将来負担額（①～④）に対して約72.2%の措置がなされています（平成21年度末：約69.7%）。今後も市債発行に際しては、交付税措置など財源の確保に努めてまいります。
充 当 可 能 財 源 等 ⑦ + ⑧ + ⑨ (b)	53,964,040	51,700,123	2,263,917	
標 準 財 政 規 模 (c)	17,307,067	16,636,432	670,635	長引く景気低迷による市税の減少とそれに伴って増加する普通交付税がほぼ、相殺していますが、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債が交付税の原資である国税の財源不足や国の地方財政対策により大幅に増加しました。
算 入 公 債 費 等 の 額 (単年度交付税措置額) (d)	2,424,617	2,282,098	142,519	
分 子 と な る も の (a) - (b) (e)	473,642	4,100,753	△ 3,627,111	将来負担額が前年度から約13億6,300万円減少し、さらに充当可能財源等が22億6,400万円増加しましたので、指標の算定となる分子が減少し、分母となる標準財政規模が増加していますので、将来負担比率は大きく良化しています。
分 母 と な る も の (c) - (d) (f)	14,882,450	14,354,334	528,116	しかし、今後ごみ処理施設やJR安土駅、篠原駅の整備等の大型事業が控えていることから、市債発行（借金の借入）や基金（貯金）の取崩しに頼らざるを得ないため、将来負担額は増加を見込んでいます。一方、その財源は、長引く景気低迷による税収の減に加えて、平成27年度以降は滋賀県でも少子化社会による人口減少などから、長期的視点においても増加することは難しい状況にあります。
将 来 負 担 比 率 (e) ÷ (f) %	3.1	28.5	△ 25.4	

## ◎ 将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を算定するものです。一般会計等の公債費残高や公営企業会計の公債費残高に対する繰出金、退職手当などの将来負担すべき額から、将来負担すべき額に対する財源を除き算定されます。将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を標準財政規模に対する比率で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示します。

本比率は早期健全化基準が設けられていますが、財政再生基準は設けられていません。

資金不足比率について		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	差 引 (C) : (A) - (B)	概 要 説 明		
公営企業特別会計	法適用	水道事業会計	流動資産総額 ①	2,305,666	1,934,383	371,283	水道は地域の人々の生活と産業活動を支える重要なライフラインであります。各施設はかなりの年数が経過し老朽化しているのが現状です。施設の計画的な改修及び修繕を行う必要があり、平成22年度から平成23年度にかけては牧浄水場の耐震化を含めた大規模改修を行っています。さらに、平成24年度以降は、老朽埋設管の布設替えを順次行う予定をしています。これらの事業には、資金剰余額を充てるとともに企業債の借入により整備を進めていくことになります。 また、これからの水道はいつでも使えるように供給するとともに、災害に備えることや環境への配慮なども求められています。今後も安定した水の供給ができるように健全な経営に努めていきます。
			流動負債総額 ②	606,841	282,111	324,730	
			解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
			資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	1,698,825	1,652,272	46,553	
			事業規模 ⑤	1,488,402	1,517,699	△ 29,297	
			資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
	病院事業会計	流動資産総額 ①	2,221,747	2,012,685	209,062	平成22年度は市直営委託方式での病院運営に転換し、二年目となりました。収益面では、新たな施設基準の取得による収益確保への取り組みや、診療報酬のプラス改定及び患者数の増加に伴い、医業収益において、前年比で9億6,902万円の増収となりました。費用面では、前年度に引き続きジェネリック医薬品の導入や診療材料の預託化を行う等の経営改善に取り組みました。その結果、平成22年度決算において2億6,957万円の純利益を計上することになりました。しかし、依然として累積債務が36億6千万円もあることから1年でも早く解消していく必要があります。 今後の病院運営につきましても、経営改善を進めていくとともに、救命救急医療、周産期医療、災害拠点病院、さらには地域の医療機関との連携を深めた地域医療支援病院の機能等を充実させ、地域完結型医療を推進してまいります。また、「病院改革プラン」の着実な実行を図るため、安全・良質な医療サービスの提供に努め、職員一丸となり、効率的かつ健全な運営に取り組んでまいります。	
		流動負債総額 ②	1,204,431	1,625,634	△ 421,203		
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0		
		資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	1,017,316	387,051	630,265		
		事業規模 ⑤	10,097,589	9,128,569	969,020		
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-		
法非適用	特別会計	公共下水道事業	歳入額 ①	2,772,014	3,660,469	△ 888,455	市民の生活の向上と、水質保全を図るために不可欠な都市基盤施設である下水道事業は平成22年度末において整備済面積1,401.1haとなり、整備率83.6%、普及率71.8%、管渠に接続された世帯は前年度より627世帯増加し順次進展が見られます。 平成22年度の歳入のうち使用料収入は水洗化戸数の増加により前年度から1,613万8千円増加しました。一方歳出では建設改良費と公債費のバランスを計りながら規模の抑制をし、また公的資金補償金免除に伴う繰上償還(低金利への借金の借換)を実施しなかったことなどにより、前年度から8億9,341万6千円の大規模な減となりました。 ただし、平成22年度市債残高が250億円超と多額なことから、今後も接続世帯の増加や下水道使用料の見直し、更なるコスト削減を推し進めることで経営の健全化を図っていきます。
			歳出額 ②	2,730,225	3,623,641	△ 893,416	
			解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
			資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	41,789	36,828	4,961	
			事業規模 ⑤	846,080	828,899	17,181	
			資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
	特別集落排水事業	歳入額 ①	33,911	53,403	△ 19,492	下水道全体計画区域内の2つの農村地域において、生活環境の改善と公共水域の水質保全などを目的に、平成2年度より農業集落排水事業に着手し、現在約720人分の汚水を処理しています。 平成22年度については、下水道事業と同様に公的資金補償金免除に伴う繰上償還および借換債(低金利への借金の借換)を実施しなかったため、歳入歳出とも大幅に減少しています。 農業集落排水事業は、水洗化率が95.4%と高く、今後も増収が見込めないため、公共下水道事業との一括管理の効率化に伴う人件費の軽減に努め、適正な人員配置を行い、加えて施設維持管理を計画的に行い、こまめなメンテナンスにより大規模改修に至ることを防ぐ等経営改善を実施して歳出の削減に努めています。	
		歳出額 ②	33,660	52,849	△ 19,189		
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0		
		資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	251	554	△ 303		
		事業規模 ⑤	9,025	9,332	△ 307		
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-		

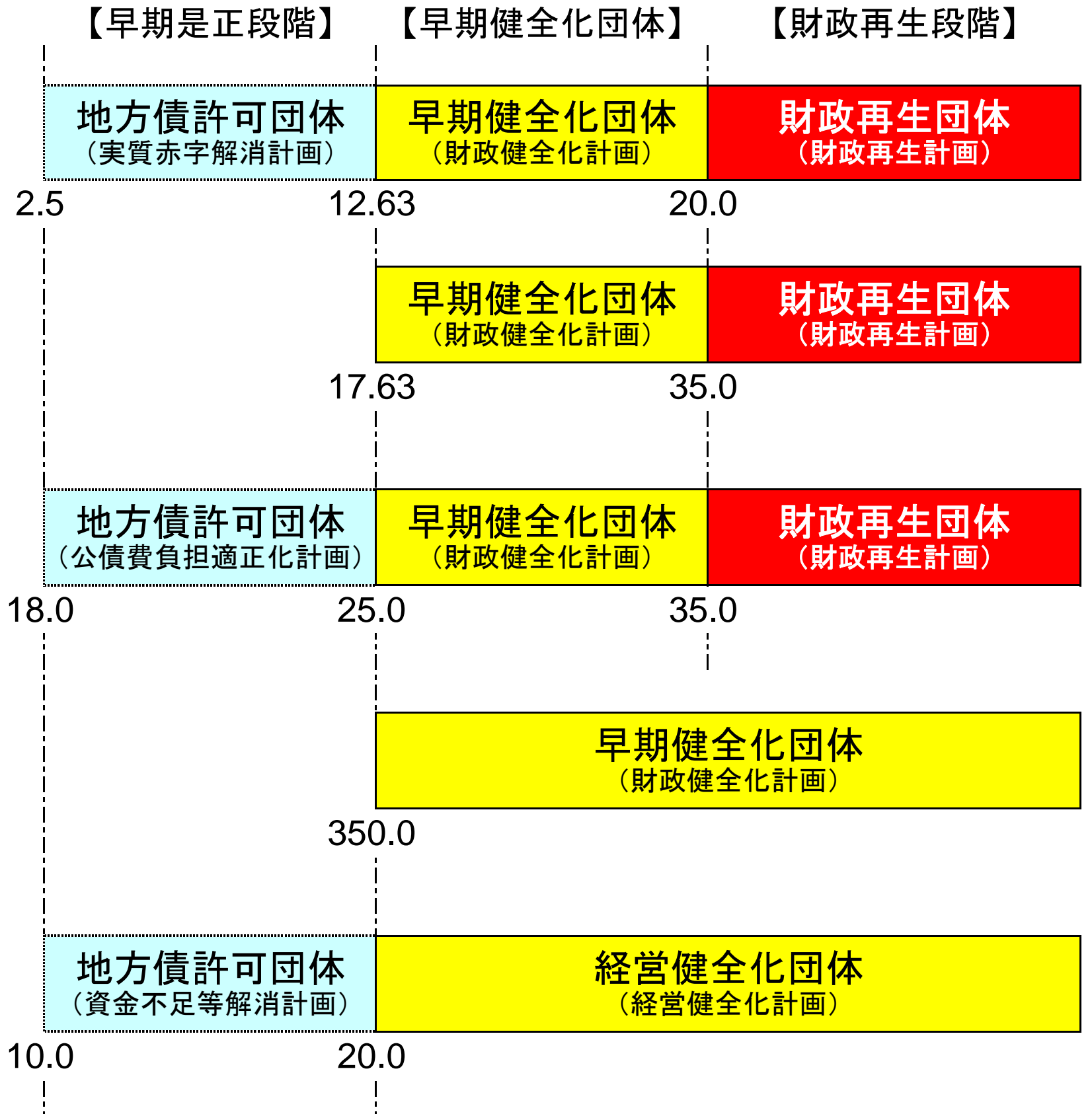
## ◎ 資金不足比率とは

健全化判断比率と同様に公営企業会計の早期健全化と経営情報の開示を目的に算定される指標で、実質公債費比率と同様に地方債の協議制導入にともない算定されています。現金ベースでの収入と支出の差額による赤字額が、事業規模に占める割合となります。黒字の場合表示されません。早期経営健全化基準は20%です。

# 早期健全化団体、財政再生団体、経営健全化団体の基準

※は近江八幡市の平成22年度決算の数値

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	10.7
将来負担比率	3.1
資金不足比率	—



近江八幡市の平成22年度決算分にかかる健全化判断比率・資金不足比率の対象

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	子ども療育事業特別会計					
		文化会館事業特別会計					
		大中の湖地区基幹水利施設管理事業特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計						
	国民健康保険特別会計						
	老人保健事業特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	介護認定審査会共同設置事業特別会計						
	介護保険事業特別会計（保険事業勘定）						
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計				
		法適用企業	病院事業会計				
		用法企業非適用	公共下水道事業特別会計				
		用法企業非適用	農業集落排水事業特別会計				
		東近江行政組合					
組合等	中部清掃組合						
	八日市布引ライフ組合						
	滋賀県市町村職員研修センター						
	滋賀県後期高齢者医療広域連合						
	滋賀県自治会館管理組合						
	滋賀県市町村交通災害共済組合						
	三セク	近江八幡市土地開発公社					

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。



# 健全化判断比率の推移

